第8回府中市保育検討協議会 議事録

▽日 時 平成25年2月6日(水) 午後6時30分から8時30分

▽会 場 府中市役所北庁舎3階第1会議室

▽出席者 委員側 汐見会長、木村副会長、安藤委員、伊藤委員、佐久間委員、武井委員、田中委員、野坂委員、平田委員、米本委員

事務局側 桜田子ども家庭部長、田中保育課長、小森保育課長補佐、遠藤子育 て支援課長、黒澤子育で支援課長補佐、英児童青少年課長、佐伯児 童青少年課長補佐、中村学務保健課長、河邉保育課管理係長、高屋 南保育所長、糸井北保育所長、山本東保育所長、監物西保育所長、 中平北山保育所長、内藤住吉保育所長、水嶋朝日保育所長、柴田小 柳保育所長、須藤四谷保育所長、中村八幡保育所長、松丸本町保育 所長、菊地三本木保育所長、熊谷西府保育所長、島崎美好保育所長、 月岡地域子育で支援担当主査、㈱生活構造研究所

▽欠席者 田口委員

(開会)

会長

定刻を過ぎてしまいましたが、今から第8回の協議会を開催させていただきます。最初 に本日の出席状況等について事務局からお願いします。

事務局

本日はご多忙のところ本協議会にご出席いただき誠に有り難うございます。本日の出席 状況でございますが、委員定数、11 人中 10 人の委員が出席されております。従いまして 過半数を超えており、本協議会は有効に成立することを報告いたします。なお田口委員は 欠席とのご連絡をいただいております。

次に本日の傍聴希望についてでございますが、8名の応募がございました。すでに傍聴者の入場を許可しておりますのでご承知おきください。

会長

続きまして、本日配布されている資料についてご説明をお願いいたします。

事務局

(※資料確認)

会長

それでは本日の議題に入ります。最初は、前回の確認事項についてです。これについてはお手元に前回の議事の記録が配布されていますので、お読みいただいて皆さんのほうか

ら修正等、お気づきになったことがございましたら、今日から1週間、2月 13 日の水曜までに事務局のほうにお申し入れいただきたいと思います。それに基づいて修正を加えたあと、それを第7回の協議会議事録として確定させていただきます。確定した議事録は、資料もあわせまして情報公開室、それから中央図書館、ホームページで公開いたします。

(次第1 前回確認事項)

事務局

本日はこれまでの議論を振り返り、また委員の皆さまへの御礼を兼ねまして、高野市長よりご挨拶をさせていただきます。

市長

皆さまこんばんは。最終回に際しましてひと言、御礼のご挨拶をさせていただきます。 昨年の 10 月 5 日に私から皆さまに本協議会委員へのご就任をお願いしてから、早くも 本日が8回目、最終回ということですけれども、この間、委員の皆さまには公私ともに大 変ご多忙の中、足かけ 5 カ月間にわたって今後の府中市保育行政のあり方について活発な ご意見、ご議論、ご検討をいただきまして誠に有り難うございました。

第1回目でもお話いたしましたとおり、老朽化いたしました市立保育所の状況、また多様化する保育ニーズ、厳しい財政状況等を念頭に、本市の保育行政の再構築を行い、地域の子育て支援施策全体のさらなら充実を図ることが急務であると深く認識をしております。本協議会から頂戴する報告書を十分に尊重し、参考とさせていただきながら、今後の府中市の保育行政のあり方を本市の計画として平成 25 年度上期に策定し、あわせて市立保育所の民間活力導入におけるガイドラインを決定してまいります。その後、この計画に基づいて具体的に地域の子育て支援施策全体のさらなる充実を図り、子育てしたくなるまちの実現を目指してまいります。またこの実現のためにガイドラインに従いながら、市立保育所の民営化を実施してまいる所存でございます。

結びにあたりまして、委員皆さまのご健勝とますますのご活躍をご祈念申し上げまして、 会議に入る前で甚だ失礼かとは存じますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。どうも 有り難うございました。

会長

どうも有り難うございました。今お伺いして、5カ月集中して議論していただいて、私からも感謝申し上げます。なお市長はこの後、公務がございますので、ここで退室させていただきます。どうも有り難うございました。

会長

本日はこの報告書を最終的に策定するということが一番大事なテーマですが、その前に、 民営化についてどう考えるかということをここに書き込んでいますが、それについて再度、 もう一度原点に戻った議論が必要かどうかということについての問題提起がございました ら最初に出しておいていただきたいと思います。

委員

前回の協議会資料を踏まえて、2月2日に父母連の定期会議であります運営委員会におきまして、これまでの保育検討協議会の検討内容の報告と取りまとめを行いました。

まず保護者の中には現在のところ今のままでは民営化ということを前向きに受け入れることは難しいという考えの保護者が多数を占めています。前回も、なぜ受け入れられないのかということに関しては、まず手順として民営化が決定ということで進んでいる現状と、これまでの9月から1月にかけて行われた各保育所での説明会の内容から、民営化導入に関して、保育検討協議会で議論するという認識をしている保護者が多かったということで、その認識の食い違いというところがまずひとつあります。

もう一点、その説明会の前にガイドラインの発表があり、パブリック・コメントが実施されたということで、なかなかその内容について保護者が十分理解をしない時点でパブリック・コメントというかたちになってしまったので、多くの保護者は内容が理解できずに意見提出に結びつかないといった状況があったと思われます。

また、その民営化の根拠、内容が十分示されていないということがあります。前回、平成 11 年から長く議論を続けていたという時系列の資料はいただきましたが、具体的にどのような内容の議論が行われたということが明らかにはなっておりませんでしたので、特に財政面についてはこの協議会の中で公私の負担が 5,700 万円違うこと、それから経費、2,300 万円、平均すると違うということは示されましたが、内訳については特に伺っていないところです。保育の内容が大きく変更するということにあたり、もっと深い議論、公立のまま維持した場合と、民営化した場合の比較や、5年後、10年後の試算などが提示されていないというところで納得がいかないという保護者が非常に多いです。

もう一点として、平成 16 年度と今の負担の比較が、もし2年後にその子ども法案で施設型給付になった場合、その公私、金額の部分が出るというお話もありましたので、今、私立の保育所のほうが国から補助金をもらえているから自治体の負担が減るということを前提にしているのにもかかわらず、その条件があと2年でもしかしたら変わってしまうという今、民営化について議論することに疑問を感じている保護者が多いです。

例えば、船橋市であれば、国の方針が見定めるまで、民営化に関する議論は一時中断ということもありましたので、府中市の考えとしてはどうなのかというものがありました。

ですが一方で、多様なニーズに対応ということ、すべての子育て家庭への支援という方針については多くの保護者が非常に理解を深めています。府中市全体の保育が底上げされるのであれば協力できるという意見も多くあがりました。

ということで今後、保護者が求める期待ということで、まず1番として、決定という手順、今は決定ということで話が進んでいますが、保護者を含め、市民への十分な説明を行った上で、同意を得てからの決定としていただきたいという点。

それから、これから議論される報告書への加筆の要望として、4番の「(2) 民営活力の 導入に関するプロセス」の項について、一部抜粋したのですが、「一つひとつのプロセス(手順・手続きなど) について透明性を担保することには勿論」、この加筆として、「利用者の同意を前提として」とひと言、加えていただくか、もしくは、「利用者の理解を求めながら」、 もしくは「利用者の意見を汲み取るような」等としていただきたいと思います。 同じく(3)として、「導入と検証・評価」に関しては、「実施後に検証や評価を行う機会を設け」とあるのですが、その評価をするのがだれなのか、やはり行政の側の評価で、おおむね良好な結果だったという資料はよく見かけるのですが、できれば利用者、もしくは第三者評価機関等、行政以外の視点で評価・検証していただきたいと思っています。

それから3番としまして、「ガイドラインに関する意見交換会の実施」、これは本協議会においてガイドラインについて掘り下げて議論する時間がちょっと足りなかったのではないかという印象がありました。ガイドライン検討協議会というまた別の設置を望みたいのですが、無理であれば、せめて保護者との意見交換会を実施していただいて、できるだけ意見を汲み取ったガイドラインを作成していただきたいと思います。

4番として、子どもの育ちに視点を置いた保育ビジョンということで、これは意見にもありました、3番、4番、5番、保護者の一致した思いです。この中でさらに保育内容のみではなくて、人員配置や、給食の内容ですとか、それから職員の対応等についても、もちろん国の基準、都の基準はありますが、府中市独自の基準を設けていただいて、そのために市からの援助、補助や、加配、それから、取り組みなどを行ってほしいと願います。

会長

今の件について、事務局から何かございますか。

事務局

私どもからは自発的には特にございませんので、会長、会でお取り計らいいただければ と思っています。

会長

今のご説明では、父母の会の中ではまだ民営化そのものに賛成しかねるという意見が多数を占めているということがありました。ただその内容は、手続きが先に結論ありきになっているということと、それからガイドラインその他も説明が個別にある前に先につくられてしまっているというご説明があったのですが、その点について、事務局はそれでよろしいですかということをちょっとお伺いしたいのですが。

事務局

民営化の決定につきましては、前回、資料をご説明した通りで、それを一回報告しまして、あわせて保護者の皆さんにご説明をしていくという手順でやらせていただいております。先程、市長からのお話もありましたが、協議会のご意見等々を踏まえて、これからも皆さまの意見をいただきながら慎重に進めていくという所存でございますので、この点についてはそういうことでしたし、これからもやってまいるという考えですのでご理解をいただきたいと思います。

それからガイドラインにつきましては、私ども府中市の行政の進め方としては、すでに 重要事項についてはパブリック・コメントという手続きで、様々な方のご意見をお伺いし て、民意を反映したものを作成してきているという手続きを満たしております。あわせて、 ガイドラインのパブリック・コメントの期間中に公立保育所については、一般的な手続き とは別に公立保育所に通われている保護者の方が意見を入れるためのポストを設置させていただいております。そういう中で、保育所に通われる保護者の方から直接申していただくようなつもりでしたので、そういう中で一般市民の方、あるいは保護者の皆さまからいろいろご意見をいただいて今日に至っていると考えております。

会長

現実的には市の基本的な方針として、非常に財政難と、様々な保育、育児支援ニーズに有効に対応していくために民間活力を導入するということは、基本的な方向としてはもうすでに確認されているということで、それをどういうかたちで具体化していくかということについてのプランづくりというふうに私たちは託されているのだと思うのですが、その理由そのものが、根拠がないというような結論ではなくて、その理由にはそれなりの妥当性はあると。ただ、実際に民営化する段にあたっては、それを危惧する声が非常にまだ強いということがありますので、丁寧に、慎重にやはりやっていきたいということをここでは思っていることになっているのですが、あとでそのところについて先ほど委員からも提案いただきましたけれども、こういうことをもう少し書き込むべきではないかというあたりを議論していただこうと思います。

それから、お手元に私が配ってもらったのですが、この青い表紙の『ダンボの会の足跡』というのがございます。私はここの保育士さんたちの勉強会に長く付き合ってきていまして、公立の先生方の勉強が主だったのですけども、これは公立の先生方がこういうかたちで勉強していけば、市の全体としての実践力をアップしていくのにつながるのではないかということで、試しにやってきているものです。これは自主的な勉強会で、毎回大体 40人ぐらいの方が集まって、自分の実践の中のあるひとコマをきちんと記録して、その記録によって何が見えてきたのかということをグループで毎回毎回ディスカッションしていくというかたちで、実はこの記録のあとに、そこでわかったことというのをまた記録しているものが、もうひとつの記録があるのですが、繁雑になりますのでそれは載せていませんが、そういうかたちでしばらく勉強してきて、それで自分がどういうふうにそこで気がついたかというあたりを改めて後ろのほうで書いていただいて、こういうものをずっとこれからつくっていこうということをこの会ではやっているものです。

こういうかたちの勉強会のようなものを多様につくっていくことによって、この公立の 先生方が今指導していますけども、私立の先生方も一緒になってやっていくようなかたち で、なんとかこの専門性を上げるための研修というものに、公立の先生方が上手に配慮し てやっていっていただけないかというひとつのモデルづくりのつもりでやっています。

こういうものがつくられているし、そういうことで先生方は努力をされているということをお知らせするためにちょっと配らせていただきました。

では議題ですが、報告書(案)について事務局から説明をお願いいたします。

(次第2 議題(1)府中市保育検討協議会報告書(案)について)

事務局

前回お示しした本協議会報告書(案)について、委員の皆さまからご意見をいただきま

した。それらを踏まえ、汐見会長、木村副会長よりさらに修正等をいただいた案を本日の 資料とさせていただいております。「資料1」がとりまとめた報告書(案)、「資料2」につ きましては、参考意見付きのものとなっております。

ご説明につきましては、ぜひ副会長のほうからお願いできればと思います。

副会長

項目で、文章そのままですね。さほどの文字量はございませんので、私のほうで読ませて いただくようにいたします。よろしいでしょうか。

府中市保育検討協議会報告書(案)、府中市保育検討協議会、目次のところは割愛してまいります。

(資料1 全文読み上げ)

こちらは、今までの皆さま方から寄せられました意見をもとにおおよその骨組みを組みまして、かつ今までの議事録を振り返るかたちでそれぞれ肉付けをしたものです。「はじめに」と、「おわりに」につきましては、会長のほうに執筆をいただきまして整えたものです。極めて簡略化された表現のところもあろうかと思いますけれども、あとはこれをもとに実際、皆さま方で肉付けしていただければなというふうに考えて、このかたちに組みました。

会長

確認させていただきます。今の報告書の7頁を見ていただきたいのですが、これはこの協議会の設置要綱ですが、その第2条に、以下の4点について検討及び協議してほしいということで、1番が、現状に関する事項、それから現状分析。その次は、管理運営の効率化に関する事項。そして、3番、地域における子育て支援に関する事項。4番はその他ということなのですが、今の3つに対応して報告書ができているということです。

最初が、その現状の分析に関する事項、そして2番目が、地域の子育て支援に関する事項、そして3番目が、運営の効率化に関する事項、そして最後に、それらをやる上での原則、これをぜひ、ここには書き込まなかったけれども、守っていただきたいというのを付帯事項で付け加えるという、そういう構成になっています。

項目ごとにこういう文言にしたほうがいいのではないかとか、ご意見がございましたら 出していただきたいと思います。

まず、2頁から3頁にわたって、「市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状の分析に関する事項」についてご意見をお願いいたします。感想みたいなものでも結構です。

少し解説しますが、全体としてどういうトーンになっているかと申しますと、公立の民営化で財源的にゆとりを持たせるということはひとつなのですけども、実はこの報告書は公立保育所のことについてばかり書いています。私立の保育所についてどうだこうだというのはひとつも書いていないのですね。なぜかと言いますと、たぶん府中市は、府中市全体が本当に本気になって地域子育て支援というものを行政の立場から進めていくための拠点として今の公立保育所により次の段階の役割を求めたい。それはどんな地域でも、どこか公立の保育所に行ったら助けてもらえるような制度とか、さらに世代間の交流の拠点に

するだとか、ともかく公立保育所で働いている人たちは公務員ですから、市のいろんな人 たちのニーズについて最も敏感で、丁寧に対応できるような拠点になっている。そうする と、保育園ではあるのですけども、同時に、地域の子育て支援拠点のようなかたちの役割 になっていってもらいたい。民営化で多少浮いたお金はそちらのほうにまわしていただき たいというような、そういう感じのトーンになっているのですね。

ですから、保育の内容の質をきちんと上げていくということの先頭に立つということは もちろんそうなのですけれども、従来よりもきめの細やかな子育て支援が、公立が拠点に なってできるような、そういうまちづくりというもののイメージになっています。

それで、だから私立の保育所はどうでもいいということではなくて、そういうことをまず公立が率先してやることによって、私立の保育園との新たな連携体制というものをもう一回、次の段階でつくっていただきたい。もっと進めば、じゃあ認定こども園はどうするのか、幼稚園はどうするのかとたぶん出てくると思いますが、とにかく今の公立の保育所は、そういう先頭にまず立っていただきたいという、そういう要請を私たちはまとめたという、というトーンなのですね。

特にこの第1についてご意見がないようでしたら、本当に感想でも結構です。

委員

会長に私立の保育園とか、幼稚園の話をしていただいて、ほっといたしました、何も書いていないのでどうしたのだと思って。

子育て支援について、在宅の子育て家庭も含めた地域のニーズとか、そういうところに ご配慮いただいているのではないかと私は読んでいたのですが、これを私のように理解す る人ではなくて、そうでないと、幼稚園は全然入っていないねとか思われると嫌だなとい う感じがありますので、先生がおっしゃるようなその子育て支援というような部分には、 私立の保育園とか、幼稚園というようなものをどこか括弧でもよろしいですから入れてい ただければ、私はこの文章で十分理解いたしますが、これは要望でございます。

それから、「保育サービス」という言葉が、ちょっとこう、イメージとしては多様化しすぎているのではないかなという感じがするのですね。どうしてかというと、本当に「ひとみ輝け!府中の子どもたち」とか、子どもを主体にとか、子どものことを本当に考えてという視点と、いけないというわけではありませんが、長時間子どもを預かっていることというのが本当に保育サービスなのか。サービスというか、その保育主体ではなくて、就労支援政策みたいな感じになっていて、サービスというからこそ長く預からなければとか、いつでも預からなければとか、そういう体制ができてしまうのではないかなというような、無理難題といっては失礼ですが、子どもの視点からみると非常に無理難題のような、朝早くから遅くまで預かるとか、病気になっても預かってしまうとか、そういうものは本当にサービスなのかという気がしまして、この言葉の使い方をなんとかこう、定義というのか、していただくなり、考えるなりしていただければなと。

これは私の全く自分の主義なのですが、会長が以前おっしゃっていたように、オランダのように、できるだけワーク・ライフ・バランスをとりながら、男の人も、女の人も働いてもいいから、子育ても一生懸命やるというような国づくりをしてほしいなというのが私の意見ですので、本当に子ども主体なのかというのはいつも疑問に思うところでありまし

て、意見として申し上げました。

会長

有り難うございました。今委員から、何気なく最近は使われる「保育サービス」だとか、「子育てサービス」という言葉なのですけれども、そのサービスというのは人によって受け止め方がかなり広くて、要するに、大阪弁でいうと「サービスしときまっせ」というやつですね、「まけておきまっせ」とかという、「安くしまっせ」というような、そういう感じで受け取る人もいるのではないかと。つまり、保育が、親が喜ぶようにできるだけサービスしておくというようなかたちになってしまいますと、一番大事な、子どもを預かってしっかり育てていくというところで、子どものほうに無理がいっていることに対して何ら問題にならなくなってしまうという、そういうご意見ですよね。

実は、これも本当は国のほうが「保育サービス」という言葉を使い始めたときに、私ども「サービス研究会」というのを立ち上げたことがありまして、サービスとは何かということで、実は「サービス」という言葉は、もともとは全然違う、キリスト教の用語で神に仕える、奉仕するという、身を呈して奉仕するという意味です。ですから、子どもに仕えるというような、もともとはそういう意味なのですが、だんだんそれが世俗化してしまって、奉仕するというところから、まけておくという意味になって広がっていってしまった。もともとの原意は、その今言った俗に使われているのは全く関係ないのですけども。

今、委員がおっしゃったのは、ここで、「保育・子育てサービス」という言葉がたくさん 使われていますが、ここでいうサービスというのは、子どもの育ちを深く支えていく営み のことをいうとか、そういうのをどこかに入れておかないと誤解を与えるのではないかと いうことですね。

それはあとでまた考えさせていただきますが、そういうご意見をどんどんおっしゃってください。それから全体としては幼稚園とか、私立保育園のことを書いていないのですけども、どちらかというと公立の保育所の議論、重点化を通じて、市全体の子育て支援対策を強化するということが、今われわれが要請されたテーマなので、民間の保育園だとか、幼稚園のことは、またこれは別のテーマになっていきます。民間のことについてあまりこちらで議論するというのは大変せん越なことになりますので、条件整備ということだけはやはり入れておく、それは最後の付帯事項の中にもう少し書き込んでもいいかなと思いましたが、それをこうあるべきだというようなことについては簡単にいえないということから、今回はそこのところは特にあえて書かないようにしたのだと思います。その辺のこともわかるような記述も少し入れておかなければいけないというご意見でした。

委員

「職員異動や合同研修」というのは、市立と私立の合同という、意味の表現ですか。

会長

2頁の下から4行目に、「職員異動や合同研修による市全体の保育水準の平準化」というのは、市立保育所のメリットというようなのが、何年かに一回異動していくので、仮に十いくつあったとしても、その十いくつの園の水準がそんなに違ってこないということと、

合同で研修をするために、A園で面白い実践をしたら、それがC園へ伝わっていくみたいなこともあって、それで保育水準が大体平準化していくところに市立保育所の特徴があるということを書いてあるだけでして、ここは。

もう少しそれを積極的に書けというのだったらそうしたらいいと思いますが、3頁の下から10行目あたり、「②市民ニーズの把握や先駆的事業等への研究機能」というのがありまして、モデル的な事業を創出するという部分の2つ目「保育関係者の研修、育成に寄与する仕組みづくりに取り組むこと。」という中に、これは別にその市立の保育所だけではなくて、さっきちょっとこれを見ていただいたのは、こういうことを今、公立でやっていますよね。ぜひ私の個人提案なのですけど、これをぜひ私立の先生にも呼びかけて、私立は私立でまた横でやっているのだと思いますけども、公立と別々にやる必要はないわけですから、ただ、私立から公立の呼びかけてというのは逆にやりにくいと思うので、公立が私立に呼びかけてということは大変整合性があると思いますので、そういうこともここではもう少しはっきりしたほうがいいかと思いましたけど。

それでは特にございませんようでしたら、その次の、「3 地域における子育て支援に関する事項」についてご意見はございませんでしょうか。

委員

先程申し上げた4頁の(2)のあたりに、「地域内の子育て資源のネットワークの構築」の中に、私立の保育園とか、幼稚園とかを入れていただけると、私はもうそれで満足でございます。

会長

本当にうかつなことだったなというふうに思いましたけれども、公立は、公のものがつながりやすいといったようなメリットを一生懸命いっているのですけど、それだけでは市民からみたらつながりが切れてしまいますね。保育所は保育所で、公立であろうが、私立であろうがつながっているというところができれば、本当に利用しやすくなる。ですから、今おっしゃっていただいた、私立の保育所、私立の幼稚園との積極的なネットワークづくりもここに書き込んでいけると思いますね。よろしいですかね、私は大賛成なのですけど。

公立の保育所、私立の保育所も、一緒にネットワークをつくってやっているというのが、 静岡県の焼津市ですね。非常に熱心な研究会をやっていて、障害児保育の研究会というの を公私の全部先生が出てきてやって、毎年報告書を出しています。そうやって横につなが るとすごく親も安心できますよね。まだ、全国的には公と私の間に溝があるような感じが するのが、ぜひそういうかたちで積極的に横のネットワークをつくっていただきたい。

委員

地域における子育て支援ということで、私たち保育所の利用者は、保育所に意見を入れるポストがありますし、あとは先生と話し合うような場があって、心配なことをお話したり、希望を出すという場面があるのですが、在宅で子育て中の方の意見を積極的に拾い上げるような機会というのが少ないというか、私の中では見当たらないような気がしまして、そういった在宅の方の生の声が聞けるような姿勢がどこかがあるといいと思うのですけど。

会長

3の(1)「身近な地域子育て支援事業の提供」というのがありまして、それが現在、「在宅子育て支援を対象として」というふうになっています。保育所というのは、在園児の親を支援しなければいけないというのと同時に、地域住民の子育てを支援しなければいけないと法律で規定されていて、やらなければいけないのですが、おっしゃったように実際、敷居が高く、気楽に相談にいけないという人たちがまだたくさんいらっしゃるので、その人たちに敷居を低くするための工夫をもうひと言、盛り込めないかというご意見だと思うのですが、それは受け止めて、何か工夫したいと思います。

その前の、3頁の下から10行目あたりに、「市民ニーズの把握」というのがありますよね。この市民ニーズを把握するためにこそ、地域の人が気楽に相談できる場所をつくっていくようなこともやはり大事ですよね。そういうモデルを公立が率先してやっていくということをもう少し書き込んではということだと思います。有り難うございました。

よろしければ4番のところに入りたいと思います。4頁の下から3行目あたりから5頁の途中までです。「市が設置する保育所の管理運営の効率化に関する事項」について、冒頭いくつかご提案がございました。そのひとつは、5頁の2の上から5行目の「(2)民間活力の導入に関するプロセス」の文言の最後の行、「することは勿論、丁寧かつ慎重に実施することを求めます」という前に、例えば、「利用者の理解を求めながら」とかその程度が妥当なのかもしれませんが、そうした利用者ともっと密接に協議して、利用者がちゃんと納得しながら進めてもらうような保証の文言を入れてほしいということがありした。「利用者の理解を求めながら」ということが私はいいのかなとさっき思いましたけども。

それから「(3) 導入の検証・評価」ということで、「実施後に検証・評価を行う機会を設け」というときに、その検証と評価をだれがやるのかという、これで、「第三者評価機関等」というかたちで、市がやるのではなくてというようなご意見だったのですが、これはどうしますか。第三者評価というのは入るのですよね。横浜などの例を見ていると、市の評価が非常に厳しいです。市が導入したというその施策をやって、それが問題を起こしたら市が責められるわけですから、第三者評価だったらもう少しやさしくやるだろうということが、市がやるために非常に厳しくなっています。逆に、民営化を受けたところは非常に厳しくやられる感じになっているという現実もあるのですよ、その当事者ですから。

ここは市のほうにお考えはございますか。

事務局

この件については、私ども6回目の資料に書いてありますが、三者協議会の設置について、ガイドラインの中でさせていただいております、この三者協議会の機能はいくつかありますが、保育事業者、そして保護者、市と、これで三者ということで、この三者が事前に諸々協議をして実際の民営化後の保育所の運営を開始します。それで開始したのちも、その事前の協議に基づく保育運営がされているか一定期間、三者協議会が見守りをしていくという機能を想定しておりますので、今、だれがというところについては、この三者協議会という機関がその役割を担うということが、ガイドライン上にあるということです。

会長

第三者評価機関だと、これは義務ではないのですけど、努力義務なのですけどね、一般的にいわゆる第三者評価を受けてくださいというような。それはたぶん民営化、それと民営化のいろんな条件があって、実際にしたところが、その掲げたことをきちんとやっているのかどうかとか、利用者とちゃんとしたコミュニケーションが取れているかどうかとか、前の園がやっていたことをきちんと引き継いでやっているのかどうかというようなことについては、これは第三者評価項目ではなく、第三者評価の評価項目がきちんとあるわけでして。そこで今、説明がありましたけども、多くのところでは、保護者代表と、それから事業者、園側と、市側とが定期的に集まって、これはどうなっているんだ、ああなっているんだということを議論し合うという三者協議会というものをつくって、そこで市側が真ん中を取り持ちながらやる。だけどさっき言った、そういうことをやっていないじゃないかと厳しく言うのは実は、そこで市が言うのですね。親のほうの要望を受けてというような、そういうのをやっている自治体が多いのです。

だから全国の経験でいえば、ガイドラインは全国の経験を取り入れてやっていますので、 たぶんそれが一番合理的なのだろうということで入れているかと思いますので、ここで特 に書かなくても、「三者協議会等による」とかという書き方になるのかもしれませんね、た ぶん問題はないと思うのですが。第三者評価機関は、ちょっと質が違うということですね。

委員

事業者の選定については何か文言は入れられるのですか。例えば、保護者が事業者の内容、選定について意見が述べられるようなことが、わかるようなことは入れられるのですか。これは施設の選定だけになっていますから、今、委員が言われたように、保護者が心配しているということは、事業者がどういうところかというところも心配されていると思うので、そういう内容を入れることはできるのですかね。

会長

ガイドラインの中身をもう一回説明していただけますか。

事務局

私どもガイドラインの中で、これは第5回目にお配りしております資料1ですが、お手元にもしあればご覧いただきたいと思います。募集の条件、基本的条件、三者協議会をやはり組織しまして、運営、保育運営について協議するというようなことが、事業者決定の基本的な条件の中に入れさせていただいていますので、ここでやはり三者協議会というものが機能していくというふうに考えております。

それから選定の審査については、市民あるいは保育現場の経験者、市職員で組織する審査会を設置する等して、広くいろんな方にかかわってもらうということでございます。

会長

副会長が横浜の選定委員なので、どのように選定しているか少しお話いただけますか。

副会長

選定の仕方は、順番からいうと、横浜市が「〇〇年度に、A保育所、B保育所、C、Dで、ここを移管いたしますので、移管希望の法人はご応募ください」という告知をします。 そうしますと全国の、北海道から九州、沖縄まで応募くださいました社福等の法人が、資料を送ってきてくれます。

それに対して私たち選定委員全7名でその膨大な資料を全部拝読いたしまして、書類審査いたします。財務状況、それからその施設に勤めていらっしゃる職員の方の経験年数、それから施設の状況等について読み取ります。やはり施設というのはひとつの象徴的です。
劣悪な施設で法人運営していらっしゃるところには移管先にふさわしくありません。
そういったところもまず書類で審査をいたします。

昨年度は、1つの園に対して3つの候補法人に絞らせていただきました。そして、その3つの法人の「ここをみてください」という実際の園に選考委員が出向きまして、1日かけまして朝からお迎えの時間まで、給食、お昼寝、おやつ等も含めて、ずっとその園の中で1日を過ごし、子どもたちの様子、保育者の方々の動き、行事等の取組み、職員の方々へのヒアリングなども含め、実際の状況を把握して参ります。

そして、それぞれの法人の実施園がどうであったか再び選考委員がそれぞれ意見を交わします。同時に、現地の写真を映し出しまして確認します。例えば、0歳児保育室の端っこのほうにスリッパが置いてあったりする法人もあります。そういうことは普通あってはなりません。その場において気づかなかったことも、画像を収めておきましたら、あとで振り返ることができます。

そして、改めてそれらの候補法人の現状をもう一回並べまして、それぞれ項目別の点数を加算していきます。一番簡単なところからいえば、法人理事長が横浜市内に在住しているかどうかというのも点数にかかわってきたりもします。横浜にどれだけ親和性が高いかというところも含めて考えているということです。それからもちろん、保育士の方々のキャリアや、保育の様子も確認させていただいております。

先程、第三者評価のお話が出ましたけれども、私たちの選定委員会のほうで、この基準をもって現地で確認させていただくという評価基準をつくっています。毎年度、選考の取り組みが始まる年度最初に、その選考基準の内容を確認し、それをもって最終的にはどの法人も、公平な視点でカウントされた項目別の点数を加算し、総合点が算出されるように図っています。

そして、数字で表れた総合点の上に、さらに選考委員で討議を重ねます。点数というのはあくまでも数字ですので、ぱっと見はとてもおしゃれなA園であれば、それだけとても明るい、気持ちが良かったとか、風通しが良かったとか、そういったことも環境の一要素ですから点数は上がるけれども、でもそれだけでいいのだろうか…など、さらに討議を重ねまして、最終的に1移管公立園に対しての1法人を決めさせていただくというようなプロセスを経ています。4月の最初にその年度の委員会が立ち上がり、移管先法人の決定が12月ですから、半年強にわたり、かなり密に活動を重ねることになります。

委員

例えば、民営化する保育園が決まったら、その園の保護者が、例えば、3つに絞った園

を見に行ける機会をつくってあげるとか、そういうのが必要かなと思うのですが。

副会長

それについては、横浜市では応募した法人は明らかにはしておりません。それはあらゆる配慮においてですね。ただし、書類は全部オープンにしているのです。膨大な作業量なのですが、その法人がご提出くださいました応募書類の固有名詞を全部伏せて、それで保護者の方に全部読んでいただいております。そうするとそこに自ずと保育理念等々は書かれております。A法人、B法人という印で仮に園名を記していますので、膨大な書類をお読みになった保護者の方が、私たちはB法人がいいとか、早期教育を一生懸命やっているA法人がいいのではないかとか、そういう意見をまとめた資料も、私たち選考委員は全部目を通します。

また、移管が決まった(これから移管される)公立園にも選考委員は足を運んでいます。 そして、園の職員や保護者の方々にヒアリングというかたちで、この保育園がどのような 保育をしているのか、保護者の方々がその保育園とどのような連携を取っているのか、さ らには地域の中におけるその公立園の存在というのは非常に大きいものですので、地域の 方々とどのような活動をご一緒にしていらっしゃるのか、あるいは地域の方々の力をいた だいている園がありますので、そういった状況も聞き取ってきます。

そして、最終的に担っていただく1法人が決まった場合には、選考委員が、その法人に 口頭で伝えます。例えば、新しい世代の方が多い地域もありますし、3代4代にわたって この地域に住んでいらっしゃる方々が多い地域もあります。保育園は、地域の特性を受け るものです。園がお祭りの中心になったり、運動会があれば地域に開放したりというケー スもあるでしょう。

今は、セキュリティ上の問題もありますから一概には言えませんけれども、さまざまな活動を通して地域の特性をどのように公立園が認識し、保育に活かしているかという点も、そのヒアリングのときに伺って、法人に逐一お伝えしていくのです。

いきなり、うちはいい保育をしますからとおいでになっても、相手は人間のことですし、 地域も生き物ですから、まずは地域の様子も認識いただくよう、お伝えしています。

さらに申せば、一度その移管をお願いしまして、半年後、1年後に、選考委員は移管された元・公立園に足を運びます。選考委員としてその法人にこの園を託すと選ばせていただいた責任がありますので、一応、移管後の園の様子などうかがうのです。

移管を受け、ご自分のところの職員を半分連れてこられた法人にとっては、味方はだれもいないのです。保育の場で子どもを抱けば、今度、その抱いたことにどうかというクレームがあることもあるのです。子どもをもっと自立させたほうがいいのではないかという考え方をする保護者にとっては、安易な抱っこはクレームの対象ともなります。そして、つい抱っこしてしまった保育士を咎めてしまうことも起こるのです。そういった緊張感の中におかれる法人保育士の方々は非常に繊細な気持ちにより一層なってしまうものですから、お話を伺うことによって、状況を把握し、スムーズな移管を支える保育運営課にその様子を伝えていきます。間を取り持つ役割をしているという感じです。ですから、実際に移管を受ける法人選定だけではなく、その後も移管の取り組みに伴う活動は必要ではないかと私は思っています。

会長

ガイドラインの中にどういうかたちで選定するかというのがある程度書かれていて、それで先ほど委員がおっしゃったような、例えば、元の公立の保育所の保護者が次にどんな業者がくるのかということで見に行くというようなことがまずできないのかということですが、私が知る限り、それをやっているところはないですね。

というのは、副会長もずっとやっておられるからよくわかるのですが、園をまわっても、ここの園はいいねとかね、ちょっと問題があるねなんてわからないのです。それで、見に来たら、良いところを一生懸命見せようとしますから、きれいにしたりとか、そういうところをみて、いいと思ったけれども、保育の中身は実は、さっき言ったように、ちょっとしたところで、なんで赤ちゃんのところにあんなものが置いてあるのとか、そういうところは素人ではわからないですからね。

いろいろ説明しているときに、この人は一生懸命取り繕って説明しているなということ も、ある程度やってみないとわからないことでして、選定委員の人たちにはなるべく経験 を積んでもらってというふうにして。横浜の7名というのはどういう職種の人ですか。

副会長

会長のような養成校の先生がお二人、横浜の市民団体の代表者、私立保育園連絡会の会長。また、横浜は18区あり、各区1カ所ずつ子育て支援の拠点ができているのですが、その拠点を担っていらっしゃるNPOの理事長、それから、公認会計士の先生、そして、私、合わせて7名です。

会長

実際に府中市はどういうメンバーで構成するかということはこれからなのだと思いますけど、そこまで細かくはまだ決めていないと思うのですけども、そのプロセスでできるだけ、まあ難しくはあるのですけど、まだ決まっていないので公表するわけにはいかないとかありますからその辺のやり方はある程度任せないといけないと思うのですが、できるだけ保育をわかっている人が選定するということが大事ですね。

選定については親御さんのほうでちょっと危惧があると思うのですけども、そこにもっとこう、保育園の園長だとかが入ると、やはりいい園を選びたいということがすごくありまして、ですから例えば東京の練馬区なんていうのは、2年ほど続けて該当園なしというのがあったのですね。どんどん延びていきますけれども、私たちが期待しているだけの法人ではない、該当園なしという、そういうこともみられます。

そのあたりの選定の仕方についてはまた改めていろいろ議論いただいて、さっきおっしゃった、そのガイドラインのあり方について市民との何か懇談会を持つというところについては、何か考えておられますか。

事務局

これについては先程ちょっとお話を差し上げましたが、パブリック・コメントという手続を行って、広く意見を集約させていただいております。それから、これまで15カ所の公

立保育所の父母会さんと対話をさせていただいているということがありますので、それを 踏まえて、さらに本協議会からのご意見を踏まえて、私どものほうで様々な検討を加えて、 審議会にもお諮りしながら成案にしていきたいと考えております。これから成案までの間 に、さらに保護者の方というところについては、今のところ想定はないというところです。

会長

そのことについて、本来それはなかなか書き切れないかもしれないですけども、ここの会のほうからガイドラインについて少し懇談する場を持てということは、もしそういうふうに皆さん思われるのだったらぜひそれはそれで要請していただければと思うのですが、一応、市としてはパブリック・コメントを重視して、そこでどんどん意見を言っていただきたいということだと思いますが、今出されているガイドラインの中身について意見があるとか、ここを確かめたいとかがあったら、それはどんどん言っていかれればいいと思うのですが。この報告書の中に、付帯意見でつければいいのかな、ここではともかく、例えば、2のところに、民間、導入プロセスはともかく透明性を担保せよとか、保護者や児童に対する影響が最小限になるようにしっかり透明性を確保せよと、だから一応、原則だけを書いてありますので、それをどういうふうに解釈されるかということはこれから、なるべく原則を書いておこうと、こういう書き方をしてあるのですけども。

事務局

ただいまの発言でちょっと補足をさせていただきます。市議会への話ですが、これは決定までの間に、再度、市議会にお諮りする機会があるということではなくて、決定した案を市議会にも報告をするという趣旨です。誤解がないようにその点をもう一度述べさせていただきます。

それから保護者の方々と具体的な意見等、対話、想定しておりませんけれども、まだ決定までに時間がありますので、様々なかたちでご意見があれば、それはお聞きをしていく、そういう姿勢はございますので、これは今後のご相談ということになろうかと思います。

会長

どんどん言っていかれたらいいと思います。基本的には、民間活力を導入するということは今の流れでは仕方はないだろうということは感じた上で、ただ、やるのだったら、それが積極的な意味を持つようにやってほしいということですね。

それから、それ自体を危惧している意見があるのだということはちゃんと知っておいていただきたいということですね。そのために丁寧にやっていくということを強く求めるという記述にしてあります。

委員

先程の「利用者への」ということに関しては、「利用者への」という文言を加えていただきたいという部分については。

会長

「利用者への理解を求めながら」という、文言を入れるということについてはどうでしょうかということですが、当然、利用者への理解を求めながら進めるしかないので、入れて当然だと思うのですけども、何かご意見はございますか。

これは先ほどおっしゃっておりますけど、何かあったらその都度いろいろ意見を交換しながらやりたいということですので、そのことを書き込むことは全然問題ないと思います。

委員

同じく、4の(2)のところの「民間活力の導入に関するプロセス」のところで、「導入にあたっては十分な配慮と期間が必要であると考えます」の、「期間」のところを「適切な期間」というふうにしたほうがいいのではないかという意見です。つまり、これを読むと、この部分は引き継ぎ期間のことだと私は理解したのですけれども、十分な時間、長ければいいというものではないというふうな気がします。私は以前、子どもたちは適応能力があるのですよというお話をして、ガイドラインの6カ月というのは長すぎると思っています。あと副会長の先生からも、長すぎてうまくいかなかったこともあるというふうなお話も伺いましたということで、「期間」の前に、「適切な期間」というような言葉にしたほうがいいのではないかというふうに思います。

会長

この「期間」はちょっと2つ意味があるような感じがいたしますね。実際に引き継いだあとに両方の先生がしばらくいるという、そういうその期間ということもありますが、要するに、保護者の方がこういうかたちでするということについて納得していただくまでに丁寧な時間をかけるという、そういう時間もあるような気がしまして。相模原あたりが最初、民間でかない上手にやられたという、その期間は設けないというかたちで、全員が納得してくれるまでは待つというやり方でやられていました。あそこの担当者は夜中、しょっちゅうまわっておられました。そういうことまでやられたのですね。だからすごい時間をかけてやられていましたけども、そういう意味での時間が必要だということも、その場合はね、もう期間が決まっているのだから、ここで打ち切りますというふうなかたちでやらないという保証にはなるのですね。ですから、今のご発言の趣旨はよく理解できますので、もう少しわかりやすくしたいと思います。

少しご意見をいただいたので、それを反映させていただきたいと思いますが、この4の ところはよろしいでしょうか。

それでは「5 付帯意見」に移りたいと思います。5項目でありますが、先程、委員のほうから、(4) のところに、「職員の給与の格差が存在していることから、格差の是正に向けて取り組むこと」、この「取り組む」の意味は2つありまして、国のほうでそういうその、積極的に民間保育所の保育者の給与改善に努力してほしいということをどんどん要請していくということですね、これは国のほうのお金の単価の問題とか、いろいろ、施設運営費の問題がありますから。それと同時に、今の保育園は府中市独自でそういう格差是正のための基準をつくってやりたいということですね。これはどうしましょうかね、希望はいくらでも書けるのですけども、われわれとして、そういう希望するということを書くということは。基準まで書くとなかなか、なかなか大変なのでしょうけどね、「格差の是正のため

に市で独自に努力することを求めます」とか、そういうかたちでは書けるのですかね。 これは幼稚園の先生にもかかわりますが。

委員

結論から申し上げますと、この付帯意見の(4)のままでいいと思います。と申しますのは、ここまで基準を設けて何かして、民間が手をあげられるのかよというような気がまずいたしますし、もうひとつは、人員配置については基準以上につけなさいというような基準をもし府中市が独自に設けたら、とてもではないけどこれも引き受けられない。それは、3人をみるのではなくて、2人をみたほうがいいし、1対1のほうがいいしというようなことは理想論としてはあると思いますが、それをやるか、やらないかは施設の運営者側のことであって、そこまでとてもいかないなというような、ですから他の委員もおっしゃっていましたが、民営化について選定委員会がしっかりとした基準をもって選定をした以上は、やはり民間のいい部分を活かすようなところがないと、それこそ手をあげる人が尻込みしてしまうというような、尻込みさせるための案をつくるための会議ではないと思いますので、この意見には反対です。

会長

給与の格差を是正するため、市も独自に努力してほしいということをひとつ入れるかど うか、それだけの話なのですね。

委員

市の職員の差をどっちで取るか、できなかったら市の職員の給与を下げるのか、そういう話にまでいくのですかね、この表現だと。民間でもこれがアッパーだったらどうするんだという。それはできないと思うのですけども、今までは。

会長

今まで、格差の是正というのは、下げるという意味ではなくて、高いといっても公務員で、しかも公務員の給与はどんどん下がっているわけですから、それを下げろと言っているわけではなくて、今まで、公私格差是正というのは、私立の先生の給与を公立の先生に近づけるために、その差分を例えば東京都が出すとか、国にもあるのですけどね、そういうことで、あまり、誤解は生じないと思うのだけど。

そういうことが出てきたときには、改めてそれはしないといけない。今、保育のこの業界では、格差是正というのは、私は、ともかく給与を上げないと成り手がいなくなってしまう。やっている仕事に対して本当に見合わない給与だと僕は思っていますから、何とかしなければいけないことなのですね。

参考のために申し上げますと、(5) のところも、非常に大事なことです。「市立保育所 や私立保育園等の職員や保護者と共に」と書いてありますけども、「府中市共通の保育内容 の水準」とありますね。実は私、昨夜は浦安市というところに行きました。浦安市の公私 の保育士と、公私の幼稚園教諭が全員集まりました、数百人。それで浦安市は幼稚園・保 育園を同じところが管轄しています。それで浦安市の幼保保育指針というものの改訂作業 を今やっている。そこに参加した人は、市長をはじめ、ざあっと参加して、そして僕らが 講演するのを最後まで全部聞いていました。それで夜の9時頃まで、それでも数百人が来 て、新しく改訂している浦安市保育指針というのは画期的なものであるということを一生 懸命宣伝していましたけどね、とにかく幼稚園と保育園がもう一緒に保育内容をつくるの だということをもうすでに浦安はやっていますね。そういうところまで時代はきています。 ですから、ここは公私の保育所だけ書いてありますけど、将来的には認定こども園とか

ですから、ここは公私の保育所だけ書いてありますけど、将来的には認定こども園とか等々ありますから、できたら幼稚園とも一緒に考えていくというようなことをひと言ぐらい入れておいたほうが、そういう時代ではないかという気がしました。浦安はすごいです。

特に「付帯意見」についても他にご意見がないようでしたら、少し文言を何か追加して、 出された意見をできるだけ反映するようにしたいと思います。

それでは本日、8回目で、一応、今日が最後になりますけども、いただいた意見をもう少し反映して、最終的に報告書として私と副会長でもう少し整理した上でまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。有り難うございます。

それではもう残された時間はわずかなのですが、もうこれで集まることはもう、もう一 回臨時で集まれと言われたらちょっと大変なのだけど、最後に参加された感想等もひと言 ずついただけないでしょうか、ご意見をお願いいたします。

委員

自分は保育園の設計をしているので、皆さん保育園にどういう考えか勉強しようと思って参加したのですが、まだまだ先が見えない感じで、保育士の先生は大変なんだなと。そういうのは一般の人もひょっとしたら、同調したらいいのかなと、そんなふうに思いました。まだまだこれからいろいろ勉強したいと思います。

委員

私は基本的には子どもが大好きで、現状は保育園の子どもたちとの接点をたくさん持ったり、小学生のサッカーのコーチをやったりして、要するに、子ども大好き人間です。

それで、これは皆さんにお願いしたいことですけれど、われわれ以外は何らかのかたちで子どもたちの教育というか、育てに関わり合っているので、家庭においては宝であることはもちろんですけれど、国にとっても宝ですので、そういう子育てに関わっている皆さん方にぜひお願いしたいのは、やはり今お話されたような、保育している方の待遇ですね、それもぜひ今後とも皆さんの力で、自分で関われることに努力していただきたいというのが私の希望です。

この会を通じまして子どもの保育というものを勉強させていただきました。有り難うございました。

委員

今回この府中市民生委員協議会が、私を委員として選出してくれたことにとても感謝しております。短期間でいろいろなことを勉強させていただきました。この委員会で、正副委員長さんの本当に先の先を読むお考えや、いろいろなこともお聞きすることができました。また保育所にお子さまを預けている利用者の方の素直な意見には自分たち、自分の子

どもを保育所に預けたときを本当に思い出しておりました。少子高齢化が加速する中で時代に合った保育行政、これは府中市 25 万市民のためにもなると思います。このことが天使の笑顔の子どもたちが、民営化になっても、この笑顔が消えないと私は思っております。

委員

私は公立幼稚園の園長という立場で出ているわけですけれども、ただ幼稚園といってもずっと常駐しているわけではなく、小学校と兼ねていることもありますし保育園とまた幼稚園は違いますし、結構発言をするのには難しいなというような印象を持っています。自分自身の子育てでは保育園の送迎などをして関わってきましたが、今回の協議会でわからないことをたくさん勉強させていただきました。保護者にとっても子どもにとっても、よい保育園になることを望んでおります。

委員

この会に参加させていただき、幼稚園も保育園もないし、そういう時代でもなくなってきたと感じましたが、まだまだ日本は遅れていると思いました。保育園も就労支援ではなく、ワークライフバランスという視点が必要ではないかと感じています。今回いろいろと勉強させていただきまして、ありがとうございました。

委員

認証保育所を運営しておりますが、公立の保育所との交流は今まで薄いと感じておりました。今回この協議会を通してネットワークもできましたので、これかわ私どもも貢献していきたいと考えております。公立保育所を地域の子育ての拠点に、ということについては、コストをかけずにやることは難しいとは思いますが、今後府中市の保育行政に期待したいと思っております。

委員

私は民間の保育園の代表として参加いたしましたが、昭和20年頃には遅配といって、自腹を切っていた時代もあったのですが、美濃部都政の時代に振興費が加算されまして、やっと安定してニーズを満たす保育ができるようになってきたところです。

民間園としてできることがあるようでしたら、是非お声をかけていただき、行政ととも にというのは今までと変わらずやって参りたいと思います。今回の協議会で学ばせて頂い たことは今後の保育園の運営に役立てていきたいと考えております。

委員

今回父母連の代表ということで参加させていただきましたが、仕事で会議に参加するようなこともなかったので、大変緊張いたしました。市の担当の方と連絡をとりつつやって参りましたが、民営化のことなどはスピードについていくのが大変で負担になった部分もありました。

現在通っている公立の保育園には保護者として大変満足しておりますので、民営化ということで変わることを心配しておりまして、痛み無くやっていけるのかという不安もあり

ます。府中市におかれましては民営化を進められる場合には、是非会長、副会長に関わっていただければと願っております。どうもありがとうございました。

副会長

私は、横浜市で公立保育所民間移管先法人選定委員を担ってきました関係で、このたび はお声掛けを受け、府中市の現状等について学ばせていただきつつ、この8回の協議会を 通しまして意見を申しあげて参りました。

先頃、府中市内の各施設に見学にうかがった際、公立保育所にも参りました。そこで、 保育者の方々が、忙しい中、ご自分たちの時間を使い研修会などの学ぶ場をもっていらっ しゃることを知りました。そのような学びの活動が、私立保育園や幼稚園へも広がります ようにと願っております。

今、宇宙船地球号という言葉を思い浮かべております。宇宙に浮かぶ水の星、それが地球です。人類はこの星に共に生きています。府中市も、どうか「宇宙船府中号」という発想で、市民のみなさんが共に手を携えて生きていらっしゃるような、子どもだけではなく大人も笑顔になれるようなまちになりますよう祈っております。ありがとうございました。

会長

この協議会は8回ということで当初は不安もありましたが、委員の皆さまのご協力のお 陰で、また事務局にも感謝申し上げたいと思います。

民営化につきましては、他の自治体では公立園が努力していないところもたくさんあって、それで民営化というところもあるのですが、府中市の公立園の先生は良い保育を目指している先生方が多くて、公立が駄目だから民営化ということではないということを示したい、ということを使命感を持ってお伝えしていきたいと思っております。

国の方の子ども子育て関連三法がどうなるのか、方向性が見えてきましたらまたもう一度議論する必要が出てくるように感じております。その際にはまたご協力をお願いすることもあるかと思いますので、ぜひ宜しくお願いいたします。

それでは、今後のことにつきまして、事務局からお願いいたします。

事務局

委員皆様におかれましては、昨年の10月からこれまで8回にわたり活発なご議論を賜り、 誠に有り難うございました。

今回決定する報告書は2月もしくは3月に、会長、副会長から市長へ手渡していただく 予定となっております。また、この場でご議論をいただきました委員の皆さまにも同じ報 告書を送付させていただく予定ですので、どうぞ宜しくお願いいたします。

また、本市といたしましては協議会からいただく報告書のご意見をもとに、今後の保育 行政のあるべき方向性を検討し、次年度にかけて「府中市の今後の保育行政のあり方(仮 称)」として計画を策定する予定ですその内容につきましては、今後市議会への報告やパブ リック・コメントの手続きなどを経て平成25年度中ごろに決定する予定です。どうぞ宜し くお願いいたします。

会長

それでは長時間にわたりご協議いただき、どうも有り難うございました。

以上